

令和3年2月26日開会

⑭

令和3年第1回茨城県議会定例会議案

(第 6 綴)

茨 城 県

令和3年第1回茨城県議会定例会議案（第6綴）目次

	頁
第91号議案 和解について……………	1

条 例 ・ そ の 他

第91号議案

和解について

大阪地方裁判所令和元年（ワ）第 8985 号損害賠償請求事件について、民事訴訟法（平成 8 年法律第 109 号）第 89 条の規定に基づき、裁判所から和解の試みがあったので、相手方と下記のとおり和解するものとする。

記

1 和解の相手方

個人

2 和解の内容

- (1) 県は、相手方に対し、本件和解金として、金 53,000,000 円の支払義務があることを認める。
- (2) 県は、相手方に対し、上記和解金を、本件和解成立の日から 1 月以内に、相手方の指定する口座に振り込む方法により支払う。ただし、振込手数料は、県の負担とする。
- (3) 相手方は、その余の請求を放棄する。
- (4) 相手方と県との間には、本和解条項に定めるもののほか、何らの債権債務がないことを相互に確認する。
- (5) 訴訟費用は各自の負担とする。

(注) 上記和解金のうち 8,190,001 円は、あいおいニッセイ同和損害保険株式会社から支払われるものである。

令和 3 年 3 月 10 日提出

茨城県知事 大井川 和彦